

平成 28 年 12 月 15 日

過渡期専門医資格をお持ちの先生方へ

一般社団法人日本泌尿器科学会  
専門医制度審議会

## 専門医資格の更新について

当学会の専門医制度につきましては 1986 年に制定された後 1991 年に改定され、専門医につきましても 5 年毎の更新をしていただくことになっております。

1986 年（昭和 61 年）から 1990 年（平成 2 年）までの間に専門医の認定を受けられた先生方には更新のご案内を申し上げておりましたが、先生におかれましては現在まで更新認定を受けていただいております。

現在も学会認定の専門医であることには変わりございませんが、このたび各学会が認定している専門医制度につきましては日本専門医機構の専門医認定に移行することが決定し、専門医資格継続のためには専門医更新認定を受けていただくことが必要となりました。過渡期に認定された専門医資格をお持ちの先生方におかれましては、2022 年 3 月 31 日をもって専門医の資格を喪失し、それ以降は専門医として標ぼうすることはできなくなります（昨年のご案内より 1 年間延期されました）。

専門医の更新をご希望の場合は、2022 年までに専門医更新のお手続きをお取りいただきますようご案内申し上げます。

2021 年までは現行の制度による専門医（学会専門医）か日本専門医機構の制度による専門医（機構専門医）のいずれかでの更新が可能ですが、2022 年には日本専門医機構の制度でのみ更新が可能です。詳細につきましては、学会ウェブサイト（<https://www.urol.or.jp/specialist/system/about.html>）にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、専門医更新申請につきましては毎年 10 月発行の日本泌尿器科学会雑誌にご案内を掲載し、1 月～3 月を受付期間としております。ご不明な点などがございました場合は学会事務局宛にご連絡ください。